

## 第14日目（3月16日）（水曜日）

### 1. 出席議員

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
12番	中村與弘	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山田清 書記 樋口晶子

### 4. 説明のため出席した者

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	山口博道	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之	建設課長	吉田耕治
水道課長	堀池浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	中村和彦	総務課行政担当係長	林田孝行
企画財政課 財政管財係長	福田博治		

---

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

御起立願います。おはようございます。ただいまから平成28年第1回波佐見町議会定例会第14日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

**諸報告 諸般の報告**

○議長（川田保則君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

**日程第1～8 議案第1号～議案第8号**

○議長（川田保則君）

日程第1. 議案第1号 平成28年度波佐見町一般会計予算から日程第8. 議案第8号 平成28年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員会からの審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長。

○予算特別委員長（松尾幸光君）

おはようございます。ただいま一括議題となりました、議案第1号 平成28年度波佐見町一般会計予算から議案第8号 平成28年度波佐見町工業用水道事業会計予算までの8件につきまして、予算特別委員会における審査結果を報告いたします。

本案は去る3月の4日に本委員会に付託され、3月7日、8日、9日の3日間にわたり委員会を開き、町長及び各管理職員の出席を求め、慎重に、かつ精力的に審査を行いました。採決の結果、全てが原案可決とするものと委員会では決定したところでございます。

町長以下、執行機関においては、行政の執行に当たり、委員会での議論、意見を十分に参酌されて、対処されることに強く望むものであります。

なお、審査経過の内容であります。現下の厳しい状況に鑑み、積極的な予算組みがなされ、事業に取り組もうとされております。そのような中、町政守備範囲も拡大している重要な問題について多くの質疑が行われました。予算案を審議する議員も細心の注意と大胆な洞

察力が要求されますので、審査に当たられました委員各位の御苦勞に大変なものがあつたと思います。当初予定された会期の枠の中で膨大な予算の審議に当たられました委員各位の御苦勞に感謝しますとともに、御説明いただきました執行部の皆さんに御協力いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、詳細につきましては、12人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容を十分に承知されておりますので、省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

**○議長（川田保則君）**

これから委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成28年度波佐見町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第1号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第2号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成28年度波佐見町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第3号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第4号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成28年度波佐見町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成28年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成28年度波佐見町上水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成28年度波佐見町工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第8号は委員会報告のとおり可決されました。

#### 日程第9～15 議案第28号～議案第34号

○議長（川田保則君）

日程第9. 議案第28号 波佐見町道路線の認定についてから日程第15. 議案第34号 波佐見町道路線の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案は産業厚生委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査結果の報告を求めます。

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（藤川法男君）

それでは、議案第28号 波佐見町道路線の認定について、また、その以下、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の産業厚生委員会に付託された事件に関して御報告を申し上げます。

本件は、平成28年3月3日、木曜日、波佐見町議会定例会において、7件の町道認定が産業厚生委員会に付託されました。所管である建設課の出席を求め、3月4日、金曜日に委員会を開き、現地調査及び審査をいたしました。

その中で、議案第28号、曲り田線、議案第29号、下ノ名2号線、議案第31号の向原田西ノ原線は、主要地方道佐世保嬉野線と接続し、地域内の生活道路として利用されて利便性が高いこと。また、議案第30号、下ノ名3号線は工場跡地に隣接し、その跡地には地元企業の進出が予定であり、本町の産業、また経済の活性化に寄与するなど公共性が高いこと。議案第32号、・畑1号線、議案第33号、・畑2号線、議案第34号、下フルコ線については、宅地開発地の中の道路であり、現在その地区のほとんどが住宅立地をしている、将来的に交付税措置の可能性があること。それらを総合的に判断し、審議した結果、委員会に付託された7路線全てが町道に値するとの意見があり、その後、採決し、全員賛成で可決いたしました。

以上、産業厚生に付託された7件の町道認定についての報告を終わります。

○議長（川田保則君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに

賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 波佐見町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第16 議案第15号**

**○議長（川田保則君）**

日程第16. 議案第15号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

それでは、議案第15号について説明をいたします。

議案第15号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の試行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。平成28年3月3日。

提案理由でございます。行政不服審査法の全部改正及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による不服申し立てに関する手続の一元化及びその他の行政不服審査制度の見直しに伴い、関係条例について所要の改正をするものでございます。

まず、制定条例の説明に入ります前に、行政不服審査法関連の改正等々について概要説明をいたします。

今回、行政不服審査法の関連をする3法案が制定をされまして、それに伴います関係条例の整備を行う必要が出てきたわけですけれども、行政不服審査法のまず改正につきましては大きく3点の内容がございまして、大きな目的そのものは、行政不服審査に関する公正性の向上、あるいは使いやすさの向上、それから国民の決裁手段の充実、拡大の観点から、今回、50年ぶりに抜本的な改正をされ、見直しをされたものでございます。

大きく3点の項目は、まず1点目が、審理員による審理手続、それから第三者機関への諮問手続というものがございまして、さきに長崎県の総合事務組合に行政不服審査会の設置に関する提案をいたしまして御承認をいただいたところでございますけれども、行政不服審査の申し立てがありましたら、手続的には、まず処分庁、いわゆる行政に関することになれば役場のほうになりますけれども、その役場のほうに審理員を置いて、審理員が審理をして、それから第三者機関であります行政不服審査会のほうに審査を出します。その審査結果をもとに処分といいますか、採決をしていくというふうな流れになっておりまして、そこにいわゆる公正性の向上、あるいは使いやすさの向上あたりが求められてきたというものでございます。

それから、2点目が、不服申し立ての手続を不服申し立てから審査請求に一元化をされたということで、文言等の整理がなされております。それが2点目でございます。

それから、大きな3点目は、審査請求をすることができる期間、これが、これまで60日という期間が設けられておりましたけれども、これがいわゆる審査請求をする人に対する配慮ということで、60日が3カ月間に延長をされております。これが大きな3点目でございます。



それから、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、これにおきましては大きく1点だけでございますが、行政不服審査法の特例等を定める350の法律がございます。この法律の中で、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に個別法の趣旨を踏まえて改正をされたものでございます。

具体的に申しますと、不服申立前置という制度がございまして、不服申し立てをしなければ出訴できない。出訴というのは裁判にかけることができないという意味ですけれども、そういう定めが96の法律に規定がございましたけれども、それを見直しまして、廃止、あるいは縮小いたしまして、68のものが廃止なり縮小なりをされてきたと。ですから、今までは前段に不服申し立てをして、採決を得なければその上の裁判に持っていくことができなかったんですけれども、それがそのままいきなり裁判に出訴できるという、そういうふうな制度の改正にもなっております。

大きな法律等の改正の中身については以上でございます。

それでは、制定条例の中身について説明をいたします。議案では2ページをお願いいたします。

今回の制定条例につきましては、新たな制定の条例でございますけれども、内容は本町の条例の改正が主でございます。法律の改正等に伴いまして影響がありました8本の条例を改正する必要がございましたので、第1条以下、第8条までの構成となっておりますけれども、第1条ごとに情報公開条例ほか関係の条例の改正規定を行っております。

改正分、制定分を見てもなかなか内容がわかりづらうございますので、7ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございます。第1条は波佐見町情報公開条例の改正の分でございます、第12条の改正のみでございます。主には行政不服申し立て、あるいは決定という文言が、採決、あるいは審査請求という文言に変わっております。これは用語の統一をなされております。

それから、行政不服審査法そのものが、これまでは昭和37年の法律第160号でしたけれども、26年法律第68号に変わっております。

また、ここの第12条の場合は、不服の申し立てに等に関する規定でございますけれども、不服の申し立てに該当するものの中に開示請求に係る不作為についての項目が追加になっておりますので、その部分を改正をいたしております。

それから、第12条の第2項では、前項の不服申し立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。これはこの後の条例関係にも出てきますけれども、この行政不服審査法第9条第1項の規定と申しますのは、いわゆる新たに設けられました審理員の指定をして審査をするという条項でございますけれども、本町の場合は情報公開審査会というものがございますので、そちらの審査会に審査をかけるものについては、審理員の審理は適用しないということの規定でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。第2条につきましては、波佐見町個人情報保護条例の改正分でございます。

まず、第25条、この中でもいわゆる現行の部分の第2号を見ていただきますと、採決、または決定という文言が出てきますけれども、採決、または決定という文言が、採決に、字句に統一をなされております。

それから、25条の頭のほうでございますが、または開示請求、もしくは訂正請求に係る不作為、不作為と申しますのは、行政不服審査法上、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間に何らかの処分、その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらずこれをしないことですね。しなければならぬことをしなかった場合を不作為と言いますけれども、その項目が追加となっております。

それから、第2号の中では、不服申し立ての全部を容認し、また第3号でも不服申し立ての全部を容認して訂正ということになっておりますけれども、これは不作為という項目が追加になったことに伴いまして、審査会に諮問しなければならない場合から除かれる場合の規定が一部改正をされたということで、いわゆる諮問しなくてもよい場合の規定がこのように改正になっております。

それから、第2項につきましては、行政不服審査法第9条第1項、前にも出てきましたけれども、審理員の指定により審査については適用しないということになっております。

続いて、9ページをお願いいたします。9ページの第28条関係につきましては、第三者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続の規定でございますが、その中で、採決、または決定、ここも用語の統一を、採決に統一なされておりますし、第2号の中では、第三者に対する意見書等の提出の機会を与える文言の中に、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除くという項目が追加をなされております。

続いて、10ページをお願いいたします。第3条でございます。波佐見町特定個人情報保護

条例の部分の改正の内容でございます。本条例におきましては第36条、それから第38条、第40条についての改正でございます。ここにつきましても、先ほど出てきました不作為の項目が追加をされておりまして、審議会の諮問に対する決定等が、不作為の項目が追加をされているということと、行政不服審査法の法律の年号が改正をされております。

それから、第2号では、先ほどと同じように採決、または決定の文言を採決に統一されたこと。それから、不作為という項目が追加をされたことに伴いまして、第2号、第3号、第4号についてが不服申し立ての全部を容認した場合に改められております。

それから、11ページをお願いいたします。第2項でございます。ここも行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないということでございますので、審理員による審理手続は適用されません。しないということになっております。

それから、第38条第2号につきましても、同様に開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除くものが追加をなされております。

それから、第40条でございますけれども、第40条の部分については、原稿を見ていただきますと、開示請求、訂正請求、または利用停止請求（以下、この項において開示請求等）という文言となっておりますけれども、括弧以下につきましても、前に、40条より前の文言で出てきておりますので、開示請求等ということに改めております。

続いて、12ページをお願いいたします。

第4条でございますけれども、4条は波佐見町固定資産評価審査委員会条例の改正部分でございます。この部分につきましては、第4条関係でございますけれども、審査申出書に記載すべき項目が追加をなされております。第1号では、住所の後にまたは居所が追加をされております。また、第2号では、審査の申し出に係る処分の内容、この分が追加をされております。それから、第3項では、第2項に改正をされたものの関連で、または居所の追加。

また、行政不服審査法施行令第3条第1項に規定する書面の部分でございますが、改正前は行政不服審査法の第13条1項となっておりますので、審査申し出の書面、引用書面に関する引用法令が法律から施行令に変更になったために引用条文を改正をするものでございます。

それから、第6項、一番下のほうです。審査申出人は、代表者、もしくは管理人、相談員、または代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出ねばならない、この項目が追加をなされております。

続いて、13ページをお願いします。第6条関係でございます。第6条は書面審査の要領に関することございまして、第4項が追加になっておりまして、委員会は審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。この項目が追加をされております。

また、第11条におきましては、決定書の作成に関する部分が改正をなされておりまして、決定書に記載をすべき内容がここに明記をされました。明記をすべき項目としては、主文、事案の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨、理由となっております。

続いて、15ページをお願いいたします。第5条の関係でございますが、第5条は波佐見町税条例の改正でございます。税条例におきましては第18条の2の項目の中に不服申し立ての文言がございますが、これが審査請求に改められております。用語の改正のみでございます。

続いて、16ページをお願いします。第6条、一般職の職員の給与に関する条例の改正部分でございます。こちらは現行でいきます行政不服審査法、昭和37年法律第160条、第14条、または第45条の引用条文が行政不服審査法の第18条第1項本文に改正をされたところでございます。これは引用条文の改正のみでございます。

続いて、17ページをお願いします。第7条は波佐見町使用料及び手数料条例の改正でございます。新しい法律が、行政不服審査法が改正されたことに伴いまして、徴収する手数料及び行政不服審査法、他の法律において準用する場合を含みますけれども、その規定による事務について徴収する手数料の規定を追加をいたしましたものでございまして、法に基づき審理員が行う提出書類の写しの交付については手数料を徴収することとなっておりますので、使用料手数料条例に追加をするものでございます。

それから、第8条関係につきましては、現行、もしくは現行でいきます審査請求、もしくは異議申し立てと、採決され、もしくは決定、この部分についてが、用語が採決等に統一をされたものでございます。

それから、19ページをお願いします。第8条でございますが、波佐見町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正ございまして、この第5条の中に、60日、あるいは異議申し立ての文言が3カ月からと、審査請求に用語の訂正、あるいは審査請求の期限が60日から3カ月に改正をされたものでございます。

ちょっとページは戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第8条までの

条例規定の附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行する。それから第2項には適用区分として記載をされておりますけれども、固定資産税の固定資産評価審査委員会の条例に関することございまして、28年度以降の年度分の固定資産税に係るものについてはこの条例が適用されますけれども、27年度までの固定資産税の評価関係につきましても、なお従前の例によりということですので、改正前の条例が適用されるということの規定でございます。

以上、説明を終わりますが、よろしく御審議の方、お願いをいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

**○8番（太田一彦君）**

この議案第15号ですけど、これに関して、本町においてはどの程度の頻度でこういうことが起こっているのか、全く起こっていないのか、その辺をお知らせいただきたいのと、説明の中で審査委員会というのはあるんですけど、審理員というのは、じゃあ、その審査委員会の委員なのか何なのか、その辺のところの説明もお願いします。

**○議長（川田保則君） 総務課長。**

**○総務課長（村川浩記君）**

2点の質問ですけども。

まず、そういった異議申し立て等があるかどうかのその実態でございますけれども、本町の場合におきましては、固定資産評価審査委員会に関してはまれに提出される場合があります。過去にもありましたし、3年ほど前ぐらいにも1回あったのではなかったか。幾つか事例はありますけれども、それ以外の異議申し立て等についてはほとんどあっていないというのが実態のようでございます。

それから、審理員の件については、いわゆる本来、これは例えの話ですけど、税務課が例えば賦課決定をしました。決定をしたところは税務課の所管なんですけれども、その賦課決定に対する異議申し立てがもしあったとすれば、審理員はその賦課決定にかかわっていない者がしなければなりません。ですから、それ以外の所管の人間が指定をされて、指名をされて審理員になる。審理員がいろいろな意見の聴取等々をしまして、審理をして、それから長崎県の総合事務組合のほうに審査会にかけるといって、そういった手続になりますので。要す

るに処分庁と行政庁と、審査庁と言いますけれども、その区分をしますけれども、それは全く別の人間が、同じ役場の中なんですけれども、別の人間が担当しなければならないということになります。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第16号

○議長（川田保則君）

日程第17. 議案第16号 波佐見町私債権管理条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第16号 波佐見町私債権管理条例について御説明を申し上げます。

波佐見町私債権管理条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、本町の私債権の管理に関する事務処理について、一般的基準、その他必要な事項を定めるため、本条例を定めるものでございます。

別紙をお願いします。

波佐見町私債権管理条例でございますが、条例本文の説明の前に、私債権の説明と、条例制定に至った経緯について説明をさせていただきたいと思えます。

まず、地方公共団体が保有する債権につきましても、地方自治法や地方税法をはじめとする公法上の原因に基づきまして発生する公債権というのが一つあります。それと、民法と司法上の原因に基づいて発生する私債権ということに区分されております。具体的には、公債権には町税、保育料、国民健康保険料、介護保険料などがございまして、私債権につきましても、本町の場合で言いますと、上水道料金、町営住宅使用料、町民霊園の使用料、それから温泉水の使用料、それから教職員住宅使用料、もう一つ、奨学資金の貸付金がございまして、これが本町に関連する私債権でございまして、この私債権につきましても、これまで地方自治法施行令に基づき事務処理を行って、債権放棄の事務につきましても、会計処理上の不納欠損処分をしておりました。これに書いておりましたけれども、これにつきましても町村会に照会をいたしましたところ、これは適切な処理ではないとの指導を受けたところでございまして、本町の不納欠損の状況につきましても、現実的には、死亡や所在不明によるものがほとんどでございまして、そういったことから、地方自治法の規定によらず条例により行うことでこの事務処理を円滑に進めたいというふうな考えから、あわせて処分の内容を議会に報告することで債権の管理を適切に行いたいということで、この条例を制定しようとするものでございまして、

それでは、条例の説明に入らせていただきたいと思います。

別紙2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第1条には目的、第2条の定義、第3条には他の法令との関係等について記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

第4条につきましても、町長の責務として、私債権の適正な管理について。

第5条は台帳の整備について規定をしております。

第6条につきましても督促でございまして、履行期限までに履行しない者に対する履行の督促ということで規定をしております。

第7条につきましても強制執行ということで、督促を行った後に相当に期間経過しても履行されないときの強制執行等について定めておるところでございまして、

これにつきましても第10条をちょっとごらんいただきたいと思います。第10条の規定にあります徴収停止の措置をとった場合、または第11条の規定により履行期限を延長する場合、

その他特別な事情があると認める場合については強制執行の手続をとらないものとしております。

それから第8条でございますが、第8条は履行期限の繰り上げの通知について規定をしております。

第9条の債権の申し出等についてでございますが、これにつきましては、配当の要求、その他債権の申し出をすることができる場合の措置や、債務者に対します担保の提供、仮押さえ等の措置について規定をしているところでございます。

第10条でございますが、徴収停止等についての措置でございます。徴収停止の措置をとる場合でございますが、条文にありますように、法人である債務者が事業を休止し、事業再開の見込みがない場合、また、差し押さえる資産がない場合、また、債務者の所在が不明な場合や債権額が少額であって取り立てに要する費用のほうが大きくなるというような場合となっております。

第11条の履行延期の特約等でございますが、1号につきましては、債務者が無資力、またはこれに近いとき、2号では、一時に全部を履行することが困難で、履行期限を延長することが徴収上有利な場合、3号では、災害、盗難等の事故等が生じたことにより、一時に全部を履行することが困難であり、履行期限を延長することがやむを得ないという場合などとなっております。この場合につきましては、履行の免除ということで、第12条にございます、この規定によりまして、以後10年間徴収を行った後に、地方自治法の規定により免除することができることとなります。

第13条でございます。債権の放棄でございますけれども、町長が債権を放棄することができる場合について規定しているものであります。第1号では、債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき。2号では、破産した場合。3号では、生活困窮状態である場合。4号では、強制執行等の手続をとっても無資力、またはこれに近い状態の場合。5号では、徴収停止の措置をとっても、無資力、またはこれに近い状態の場合でございます。6号では、失踪などによりまして所在不明の場合に債権放棄ができるものとしていただいております。

なお、2項にありますように、こういった債権の放棄をした場合につきましては議会に報告することとしておりまして、一般的には年度末、また出納整理期間において処理することを想定しておりまして、決算を報告する議会において報告をしたいというふうに考えており



ます。

附則のほうでは、現に保有する私債権についてもこの条例を適用したいというふうを考えております。

7ページのほうには私債権管理条例事務の流れということで、フロー的にまとめております。そちらのほうの資料も参考にさせていただければと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 波佐見町私債権管理条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時52分 休憩

午前11時5分 再開

**○議長（川田保則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第17号

**○議長（川田保則君）**

日程第18. 議案第17号 波佐見町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第17号 波佐見町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について御説明を申し上げます。

波佐見町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございますが、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

別紙をお願いいたします。

波佐見町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。これにつきまして、条例本文の説明の前に、簡単に条例制定に至った経緯について説明をさせていただきますと思います。

地方公共団体の複数年度にわたる長期契約については、地方自治法第214条の規定によりまして債務負担行為を計上する必要があるがございます。しかし、平成16年に実施された地方自治法の改正により、リース契約や庁舎等の維持管理契約について、地方自治法第234条3の規定によりまして、条例に定めるものにつきましては長期契約が可能ということになっております。現在、事務用機械、器具、車両を借り上げる場合、商慣習上、1年を超える契約を相手方から求められる場合がございます。会計年度の独立の原則によりまして、債務負担行為を計上しない場合、複数年の契約を締結することができませんが、このため単年度契約を締結し、1年ごとに契約しているのが現状でございますが、契約事務の煩雑を招いていることや、あらかじめ長期契約を提示していないことなどから、安価に契約できないような場合も、そういった可能性もございます。事務の効率化と経費節減を目的としまして、今回の長期契約ができるような条例を定めるものでございます。

それでは、条例の説明に入りたいと思いますが、第1条の要旨につきましてはただいま申し上げますとおりでございます。

第2条の長期継続契約を締結することができる契約についてですが、1号には事務用機械、器具、車両その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上、1年を超える契約を締結することができるということが一般的であると認められる契約でございます。

2号では、1号に掲げる物品の保守業務の委託に関する契約でございます。

3号には、施設の維持管理及び保守に関する契約で、1年を超える期間、継続して役務の提供を受ける必要があると認められるものについての契約としているところでございます。

第3条では、契約期間でございますけれども、この契約につきましては5年以内としていきます。通常こういったものの契約が大体5年程度というふうな、5年以内ということでございますので、5年というふうにしておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大久保議員。

**○11番（大久保 進君）**

この件で、長期契約にせんでも、債務負担行為で今ずっとしとったですね。これを先ほど言われましたが、もう一度、なぜこれを定めるのかということと、契約が安易になるのか。また歳費が縮まるのか。そこら付近を説明をお願いします。

**○議長（川田保則君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（楠本和弘君）**

今、大久保議員のほうからありましたけれども、当然債務負担行為で計上するというところでこれまでやってきたことでございますけれども、先ほど言いましたように、決まった金額を支出するような場合については事務の簡素化ということで、単年度契約ではなく、長期の継続での契約という形にさせていただきたいということで、特に事務の繁雑さを解消するためでございます。そうした場合に、単年度契約を結ぶ場合に、いわゆる見積もりなりの金額等が長期継続という形にした場合に安価になる場合もあるのではないかと、可能性としてはあるのではないかとということで、この条例を提案させていただいております。

**○議長（川田保則君）** 太田議員。

**○8番（太田一彦君）**

そしたら、何で今までじゃあこうしなかったのか、その辺のところの説明をお願いします。

**○議長（川田保則君）** 財政管財係長。

**○企画財政課財政管財係長（福田博治君）**

今回、予算、前年度もだったんですが、予算の査定をするときに、リースのようなやつがありまして、契約の内容を調べたところ、単年度契約が多うございました。何で単年度契約

かということで、担当課としたら、債務負担行為を実は上げていませんということがわかりましたので、そういった事務の、少額の事務機器のリース等については、やはり長期で提示したほうが安価にできるだろうというふうに思ったところでございますし、県内の状況を調べたら、本町を含んで4団体のほかは、既にこういった条例を定めておりまして、経費節減に定めているということもわかりましたものですから、ちょっと遅かったかなという感はあるのですが、今回、条例のお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 波佐見町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第18号

○議長（川田保則君）

日程第19. 議案第18号 波佐見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第18号について説明をいたします。

議案第18号 波佐見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。  
波佐見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月3日。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

それでは、別紙をお願いをいたします。

説明に入ります前に、この背景にあります地方公務員法の改正でございますが、主だった改正の影響、主な要因と申しますのは、いわゆる人事評価制度の導入に関して必要なことを定めるというものでございます。平成28年の4月の1日から新たな人事評価制度、現在までは勤務評定と言っておりましたけれども、人事評価制度を導入することが地方公務員法の中に規定をされております。波佐見町においても人事評価制度の導入に向けて準備をいたしておりますけれども、その人事評価制度が導入されたことに伴いまして、本町にあります人事行政の運営等の公表に関する条例がございますが、この公表すべき内容の規定を改正するものでございます。

改正内容でございますけれども、第3条中の各号の中に訂正と、それから追加をするものでございまして、第8項の部分、第5項の部分、第2項の部分でございます。

次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第3項の改定でございますけれども、任命権者が町長に対して報告をすべき事項、しなければならない事項が記載をされておまして、その、まず旧のほう、現行のほうを見ていただきたいと思っておりますが、第6号、職員の研修及び勤務成績の評定の状況、この「及び勤務成績の評定」が、第2項の改正案でいきます、2号の「職員の人事評価の状況」に置きかわっております。

それから、第5項につきましては、職員の休業に関する状況、これは、本来これまでも規定をしておかなければならなかった事項であります。今回の改正で新たに発見をされて、漏れていたことが発見されましたので、今回、追加をして改正をするものでございます。それから、第8号、職員の退職管理の状況、これも職員が退職をした場合の後についての管理をきちんとしなさいという項目が盛り込まれておりますので、その部分の項目を追加をいたしております。

地方公務員法の第58条の2と申しますのは、人事行政の運営等の状況の公表の規定でございまして、ここの改正の中にも、人事評価、あるいは退職管理の項目が追加をされております。それに伴います改正でございまして。

附則といたしまして、本条例につきましては、平成28年の4月1日から施行するものでございます。

以上で内容説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号 波佐見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 議案第19号

**○議長（川田保則君）**

日程第20. 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

それでは、議案第19号について説明をいたします。

議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正をする。平成28年3月3日提出。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

今回、地方公務員法の改正をされた内容でございますけれども、地方公務員法の第24条、給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準という項目がございますけれども、24項のうち、これまでは第1項から第6項までございましたが。その第2項が削除をされまして、項が、第3項から第6項が繰り上がっております。それに伴います引用条文の改正でございます、別紙でございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するという事で、第1条中、「24条第6項」を、「24条第5項」に改めるものでございます。地方自治法の項の繰り上がりによります引用条文の改正でございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方、お願いをいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

## 日程第21 議案第23号

### ○議長（川田保則君）

日程第21、議案第23号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

### ○健康推進課長（河野政幸君）

議案第23号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。平成28年3月3日提出。

提案理由でございます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正をいたします。

第12条の10中、「52万円」を「54万円」に、第12条の10の12中、「17万円」を「19万円」に改める。これは健康保険の保険料の上限を、今までの、それぞれ2万円ずつでございます。12条の10の分については医療に係る分の保険料でございます。それと、12条の10の12については、後期高齢者支援金等の保険料に係る分を2万円上げると。今までありました、あと残りが介護保険給付関係なんですけど、それは16万円そのまま据え置きということにするものでございます。あと、16条の4の2第1項中、これが先ほど言いました「52万円」が「54万円」に改められるものでございます。それと、同項第2項中の「26万円」を「26万5,000円」、それについては、これは所得の限度額がでございます。その限度額を計算するための控除額を5,000円引き上げるということになっております。それと、同項中の第3号中の「47万円」を「48万円」に改める。これについても1万円の限度額を引き上げるということになっております。あと、下のほうの同条第3項中の「52万円」、「17万円」、「52万円」と、同条第4項中の「52万円」を「54万円」は、先ほど言いました保険料の限度額を定めるものでございます。

附則について、施行期日は、この条例は平成28年4月1日から施行します。経過措置として、この条例による改正後の波佐見町国民健康保険条例の規定は平成28年度以降の年度分の



保険料について適用し、平成27年度までの保険料についてはなお従前の例によるということ  
でございます。

この改正を行うことによって、今まで賦課限度額、先ほど申しました限度額が今まで85万  
円でした。総額ですね。それが平成28年度からが89万円に引き上げられております。これに  
よって、ある程度所得の高い人の保険料は増加するわけなんですけども、中間層の被保険者  
の負担を軽減するということが考えられております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22～23 議案第24号～議案第25号

**○議長（川田保則君）**

日程第22. 議案第24号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第23. 議案第25号 波佐見町指定  
地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ  
ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例の2件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

それでは、議案第24号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第25号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

説明を入ります前に、議員さんにお配りしていた条例の一部誤りがあります。どうも御迷惑をかけております。正誤表をあらかじめお配りしておりますけども、済みません、簡単なちょっと本当に間違いで、一番最初の2ページ目の分については59条の3の分で、第4節というところを漢字で書いております。後のずっとは数字で書いておりますけども、その訂正でございます。あと、(1)、(3)のところを、これを、空白を設けておかなければならないのを、「生活相談員 指定地域密着型」、「介護職員 指定地域密着型」という、そのちょっと空白が漏れておりました。それと、あと、3ページから4ページ、5ページにかけては、これは国の基準等が示されておまして、その中で市町村という文言がずっと出てきております。実際に市町村という文言もあるとですけども、多くの場合はその条例を定める町なり市に置きかえることが必要でございます。3ページ、4ページ、5ページ、次の2ページの10、11、19については、全部そういう「市町村」と書いているところを「町」に改めるとしております。それと、3ページ目の議案第25号についても、これも「市町村の職員」と書いてあるところを「町の職員」というところで誤って記載をしておりますので、訂正をお願いしたいと思います。

それと、条例については、大変条例のあれが多くございますので、議案第24号及び25号の説明資料を事前にお配りしておりますので、それをごらんいただきたいと思っております。

済みません、ちょっと説明の文のところが、ちょっと字が潰れているようになっています。済みません、確認をちょっとしていませんでしたので、1ページ目ですね。これは後で、済みません、至急差しかえますので、よろしく願いいたします。

概要でございますけども、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、それと指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正をされております。地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関するする基準については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律などが公布されており、介護保険法が一部改正されたことに伴って市町村の条例に委任されていることから、今回、条例の一部改正を行うものでございます。

(2)の改正の内容でございますけれども、まず、対象サービスとして上げております、一応今回条例にかかわるところが地域密着型通所介護、それと認知症対応型通所介護、この太文字でしている2件についてが今回条例に関するものでございます。あと、上にあります小規模多機能型居宅介護とか認知症対応型共同生活介護、これは波佐見町に今実際ありますものを、右のほうに事業所ごとが幾らあるというような形をしております。この認知症対応型通所介護については、今、波佐見町のほうにはございません。

波佐見町が条例を一部改正する基準等ということでございますけれども、これは先ほどずっと申しましているとおおり、介護保険が一部改正されたことに伴い、市町村の条例に引用された基準等は以下のとおりに行うものです。

①が、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する法律は、波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。それと、3ページをお願いします。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についても条例に引用されております。波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例でございます。

この大きな改正は多くあるのですけれども、一応2点ございます。大きなものがですね。追加された項目でございます。指定地域密着型通所介護、これが利用定員が18名以下の分、小規模のデイサービスといいますかね、これが新たに創設をされております。利用定員が18名以下の通所介護を地域密着型サービスに移行するということがございます。中には利用定員9名以下である療養通所介護も同様に移行するというところで、この条文もこの中にはございます。それと、条例第25条のほうでいきますと、指定介護予防の認知症対応型通所介護における運営基準の追加ということで、地域との連携等、これは運営推進会議を設置が、今までなかったんですけれども、その設置を義務づけるということになっております。

条例の一部改正の基本方針としては、現行の条例は目的達成のため必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、一部改正された基準省令どおりに条例を一部改正をするものでございます。

条例の施行期日は平成28年4月1日ということです。

4ページ目をお願いいたします。ここが詳しく書いております。左側のほうに類型と書いてあります。これは国の基準に従うべき基準、それと標準、それと参酌すべき基準ということに三つに分かれております。従うべき基準は、もうこれは国の基準どおりにしなければならぬと。標準についても基準、国に準じたほうがいいたろうということですね。それと参酌すべき基準についても、本町独自で定めているもの以外については国の基準どおりということで、波佐見町の独自基準としては、記録の整備が国の基準では2年間の保存となっておりますけれども、波佐見町の独自基準としては5年間の保存ということにいたしております。

それと、5ページ目でございます。波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正する条例の概要でございますけれども、この分については、改正の要約については、類型は参酌すべき基準のみでございます。指定地域介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携等ということで、運営協議会の設置が義務づけられておりますので、これも国の基準どおりにいたします。それと、記録の整備については、先ほど24号のほうで言いましたように、国の基準は2年間保存というふうになっておりますけれども、波佐見町の独自基準として5年間保存するというこの分はいたしております。

以上で、議案第24号及び議案第25号の説明を終わります。よろしく御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに、議案第24号 波佐見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 波佐見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第26号

○議長（川田保則君）

日程第24. 議案第26号 波佐見町地域活性化基盤整備基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第26号について御説明を申し上げます。

波佐見町地域活性化基盤整備基金条例の廃止について。

波佐見町地域活性化基盤整備基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

別紙をお願いいたします。

波佐見町地域活性化基盤整備基金条例を廃止する条例。

波佐見町地域活性化基盤整備基金条例は廃止するとなっております。これにつきましては、本基金につきましては、平成24年度、国の補正予算で設立された経済対策地域の元気臨時交付金について、平成26年度にかけて町道改良や林道舗装などの事業を実施するための基金造成が必要であることから設置したものでございます。事業計画どおり、平成26年度において全て基金を取り崩しまして、平成27年の4月に国に報告が完了いたしました。よって、基金設置の目的が終了いたしましたので、本条例は廃止するものでございます。

この条例につきまして御説明を終わります。以上でございます。御審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号 波佐見町地域活性化基盤整備基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25 議案第27号

○議長（川田保則君）

日程第25. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

波佐見町税条例、条例等の一部を改正する条例（平成27年波佐見町条例第14号）の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1 ページをお開きください。

続きまして、専決第8号、専決処分書。波佐見町税条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり専決するものでございます。

専決理由。平成27年12月18日付で、地方税法の一部が改正、公布され、平成28年1月1日付で施行されましたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

別紙。この中で、もう条例化されているものですから、次ページの新旧対照表をお開きください。簡単に申しますと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の用途に関する法律、いわゆるマイナンバー法との税法との関連部分につきまして整合性がとれない部分が生じておりましたので、それを削除、または修正するものでございます。

先ほど言いました新旧対照表をごらんください。現行法の中の上から4行目、（4）第1号中の波佐見町税条例、下線がしてありますけれども、第2号、第3号及び第4号、この部分につきましては、法人の事業所、事務所、または名称等に対する法律でございます。

第36条につきましては、同じく町民税の申告に関する条例でございます。

51条につきましては、同じく町民税の減免に対する法律でございます。

63条は、法人等の代表者、住所、氏名に係る法律でございます。

71条は固定資産税の減免に関する法律でございます。減免に対するものでございます。

74条は、同じく固定資産税の住宅用地に関する申請に対する法律でございます。

89条、軽自動車税の減免、住所、氏名に関する法律でございます。

90条、軽自動車税の減免、身体障害者等の減免に対する法律でございます。

139条、特別土地保有税に関する減免の法律でございます。

続きまして、149条につきましては、入湯税によります特別徴収義務者の経営申請に対する条例でございます。

今回の条例に限りましては、先ほど言いましたようにマイナンバーの関係で、この下から3行目に書いてあります、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というこ

とで、これが税法とのふつり合いがあった部分を修正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第26 議案第35号

○議長（川田保則君）

日程第26. 議案第35号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第35号について説明をいたします。

議案第35号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日をもって長崎縣市町村総合事務組合から北松南部清掃一部事務組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。平成28年3月3日。

提案理由でございますが、平成28年3月31日をもって北松南部清掃一部事務組合が解散を



することに伴いまして、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございますが、別表第1を次のように改めるといことで、別表第1が記載をされておりますが、別表第1は組合を組織する組合市町村でございますが、そこから当該団体の名称を削除するものでございます。

別表第2を次のように改めるといことで、別表第2につきましては組合の共同処理する事務と団体が記載をされておりますから、その表から当該団体を削除するものでございます。

附則。この規約は平成28年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表、4ページをごらんいただきたいと思います。別表第1の中に北松南部清掃一部事務組合、それから別表第2、それぞれの組合の名称が入っておりますけれども、組合が脱退をされるといことで、この組合の名称を削除するといものが内容でございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

**日程第27 閉会中の継続調査申出について**

**○議長（川田保則君）**

日程第27. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書1件につきましては、配付にとどめますので御了承願います。

お諮りします。会議規則第44条の規定により今定例会において議決されました案件について字句、数字その他の整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成28年第1回波佐見町議会定例会を閉会します。

**午前11時58分 閉会**

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員